

賃 貸 借 契 約 書 (案)

愛媛地方税滞納整理機構（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、次のとおり滞納整理システムの賃貸借に関する契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件（以下、「物件」という。）は、次のとおりとする。

滞納整理システム 一式

（詳細は、機器等明細書のとおり）

（契約の内容）

第3条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従って物件の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（設置場所）

第5条 物件の設置場所は、甲所在地とする。

（契約期間）

第6条 この契約の期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日の5年間とし、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令
(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づく長期継続契約によるもの
とする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額
又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第7条 物件の賃貸借料は、月額_____円（うち消費税及び地方消費税の額
_____円）とする。

2 消費税額は、この契約の成立日の消費税及び地方消費税の率により計算したものであ
り、甲は、消費税及び地方消費税の率が変更された場合は、変更後の税率による消費
税及び地方消費税の額を乙へ支払うものとする。

（保守）

第8条 前条の賃貸借料には、物件の保守に係る費用を含むものとする。

2 乙は、その責任において、物件の保守を行うものとする。

3 乙は、前項の保守を、甲に通知したうえで委託して行うことができるものとする。委

託を受けた者は、甲の書面による承諾を得た場合に限り再委託することができるものとする。

(賃貸借料の支払い)

第9条 乙は、甲の使用した当月分の賃貸借料を翌月10日までに請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを30日以内に支払うものとする。

(遅延利息)

第10条 乙は、甲が前条第2項の期間内に支払をしなかったときは、支払期日の翌日から起算して遅延日数1日につき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示991号）の割合で計算した遅延利息を甲に請求することができるものとする。

- 2 前項により計算した遅延利息の金額が100円未満であるとき、または遅延利息の金額の100円未満の端数については、切り捨てるものとする。
- 3 天災その他やむを得ない理由によるときは、遅延日数には算入しないものとする。

(物件の引渡し)

第11条 乙は、物件を甲の指定する場所に設置し、ネットワーク環境の設定・旧端末からのデータ移行等を行い、使用できる状態に調整して、物件を甲に引渡すものとする。なお、物件の設置時に必要なネットワーク環境等の設定条件については、甲が乙に対し指示するものとする。

- 2 前項の搬入・据置・データ移行・調整・引渡しに要する経費は、乙の負担とする。

(物件の管理)

第12条 甲は、物件の使用及び管理については、善良な管理者の注意を持って行うものとする。

- 2 甲は、物件の使用に際し、乙の提供するソフトウェア以外のソフトウェアをインストールことができる。ただし、これに伴って発生した障害の責任は、甲が負うものとする。

(守秘義務)

第13条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、物件の納入より知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(保険)

第15条 乙は、物件の賃貸借期間中、乙の名義で物件に保険を付さなければならない。

- 2 物件に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

(1) 物件の復元又は修理若しくは同種物件への交換。

(契約不適合責任)

第 16 条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(損害賠償)

第 17 条 甲が自己の責めに帰すべき理由により、物件を滅失又は使用不能（修理不可能）の状態にき損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

2 第 13 条の守秘義務に違反するなど、乙の責めに帰すべき理由により、甲が損害を被った場合は、甲は乙にその賠償を請求できるものとする。

(甲の解除権)

第 18 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第 19 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第 20 条 前条の場合の違約金については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

(物件の返還)

第 21 条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、または第 18 条の定めによりこの契約が解除されたときは、物件を速やかに乙に返還するものとする。

- 2 物件返還時は、甲において、ハードディスクを破壊するなど、情報漏洩防止のための万全の措置をとった後に、当該ハードディスクを乙に引き渡すものとする。
- 3 前項を含む物件返還時の撤去費用については、乙の負担とする。

(権利の譲渡)

第 22 条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、この契約上の権利の全部又は一部を、第三者に譲渡することができない。

(契約の費用)

第 23 条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(物件の移動)

第 24 条 甲は、物件を設置場所から移動する必要が生じたときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第 26 条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項についてはその都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 1 番地 2
甲 愛媛地方税滞納整理機構
管 理 者 野志 克仁

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するため必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託す

る旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、隨時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛地方税滞納整理機構（実施機関）、乙は受託者をいう。